

寄 附 行 為

財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

財団法人京都市音楽芸術文化振興財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人京都市音楽芸術文化振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市左京区下鴨半木町1番地の26(京都コンサートホール内)に、従たる事務所を同区岡崎最勝寺町13番地(京都会館内)、同市南区東九条西山王町31番地(京都市アバンティホール内)、同市山科区柳辻西浦町1番地の8(京都市東部文化会館内)、同市伏見区京町南七丁目35番地の1(京都市呉竹文化センター内)、同市西京区上桂森下町31番地の1(京都市西文化会館ウエスティ内)及び同北区小山北上総町49番地の2(京都市北文化会館内)及び同市右京区太秦安井西裏町11番地の6(京都市右京ふれあい文化会館内)に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、京都市世界文化自由都市宣言の理念に基づき、クラシック音楽の普及及び向上に資する文化事業を初め、芸術・芸能の普及啓発に資する文化事業等を実施し、もって京都の音楽文化の振興と地域文化の向上発展、更には、それらを通じた国際交流の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) クラシック音楽を初めとする芸術・芸能の普及及び向上
- (2) クラシック音楽を初めとする芸術・芸能に関する情報・資料の収集及び提供
- (3) 海外音楽家と市民等との交流などの音楽を初めとする芸術・芸能を通じた国際交流
- (4) 京都市交響楽団の運営事業
- (5) 京都市や公共的団体から委託を受けた文化事業
- (6) 京都市や公共的団体から指定管理者として指定又は委託を受けた芸術文化施設の管理運営
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事会の議決を経て定める方法により理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、担保に供し、又は運用財産に組み入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、京都府教育委員会の承認を受けて、その一部を処分し、担保に供し、又は運用財産に組み入れることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の業務遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、京都府教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、理事長が作成し、財産目録及び貸借対照表とともに監事の意見を付け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、毎会計年度終了後2か月以内に京都府教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に余剰金があるときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、京都府教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条に定める場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員等

(役員)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上25名以内

(2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長及び専務理事を選任する。

3 理事は、相互に親族関係等の特別な関係にある者が理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐して、この法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、この法人の日常の業務を処理する。

4 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

5 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規程する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は京都府教育委員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第18条 この法人の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、理事長が別に定める。

(会長)

第21条 この法人に会長を置き、京都市長をもってこれに充てる。

2 会長は、理事長に対し、この法人の基本的な運営方針について意見を述べるができる。

(顧問)

第22条 この法人に、顧問7名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、助言する。

4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(招集)

第25条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときには、随時招集することができる。

2 理事長は、理事現在数の3分の1以上又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議に付議する事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会が、公益を目的とする事業以外の事業に関する事項を議決するときは、理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を必要とする。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上の者が署名、押印の上、これを保存しなければならない。

第6章 評議員会

（評議員の選出等）

第30条 この法人に、評議員25名以上30名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選出し、理事長が任命する。
- 3 評議員及び役員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 評議員には、第16条第3項、第18条、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、第16条第3項に「理事」とあるのは「評議員」と、第18条、第19条及び第20条に「役員」とあるのは「評議員」と、それぞれ読み替えるものとする。

（評議員会）

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員の議長は、評議員会において互選する。
- 3 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項で理事長が必要と認める事項について審議し、助言する。
- 4 評議員会には、第25条、第27条、第28条第1項及び第29条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第7章 専門委員会

（専門委員会及び委員）

第32条 この法人は、理事会の議決を経て、この法人の業務遂行に必要な専門事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事長が理事会の同意を経て委嘱する。
- 3 専門委員会及び委員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 事務局

（設置等）

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、必要な職員を置く。

- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の職員は、有給とする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

（書類及び帳簿の備付け等）

第34条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 主務官庁の許可書、認可書及び承認書並びにこれらに係る申請書類
- (2) 寄附行為
- (3) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書

- (4) 法人登記及び財産権登記関係書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 資産台帳及び負債台帳
 - (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (8) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (9) 処務日誌
 - (10) 官公署往復書類
 - (11) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿は、永年保存しなければならない。ただし、同項第7号の帳簿及び書類は10年、第9号及び第10号の書類は1年の保存とする。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、京都府教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、京都府教育委員会の許可を受けたとき解散する。

(残余財産の処分)

第37条 この法人が解散の時に有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、京都府教育委員会の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する他の公益法人又は地方公共団体に寄附するものとする。

第10章 補則

(委任)

第38条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員、顧問及び評議員は、第16条第1項及び第2項、第22条第2項並びに第30条第2項の規定にかかわらず、別紙役員等名簿のとおりとし、その任期は第18条第1項、第22条第4項及び第30条第4項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成7年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則

この寄附行為は、平成7年4月17日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 13 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。